(証券コード：9304)
平成27年６月４日

株主の皆様へ

東京都江東区永代二丁目37番28号
澁澤倉庫株式会社
取締役社長　今井惠一

第168期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第168期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区新川一丁目６番１号
アステール茅場町７階　大会議室
（会場を変更しておりますので、ご来場の際は、末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

３．目的事項

報告事項
１．第168期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第168期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shibusawa.co.jp/ir/event.html）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動などにより個人消費に弱さがみられたものの、海外経済の回復や円安を背景に輸出や国内生産が持ち直したことで企業収益が改善し、景気は緩やかながら回復基調で推移いたしました。

このような経済情勢にあって、物流業界では航空輸出貨物や海上輸出入貨物の取扱いが比較的堅調に推移した一方、国内貨物の荷動きには大きな改善がみられませんでした。不動産賃貸業界では都市部におけるオフィスビルの賃料相場は僅かながら上昇しつつあるものの、空室率は小幅な低下に留まりました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画「Step Up 2016」の事業戦略を着実に進めてまいりました。物流事業においては、消費財を中心とした物流一括受託業務や流通加工業務の拡販に努めるとともに、物流施設の再開発により収益基盤を拡大したほか、海外においても、国際物流の拡大および現地国内物流の事業基盤の強化に取り組んでまいりました。また、不動産事業においては、新規テナントの営業活動に注力するとともに、既存施設の計画的な保守および改良工事を実施し、現有資産の付加価値向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、物流事業の陸上運送業務が夏場に低調に推移したほか、不動産事業で一部施設の稼働が低下したものの、物流事業において、消費財の取扱いや流通加工業務が好調だったことに加え、航空貨物の増加や新規施設の稼働などにより、前期並みの550億６千１百万円となりました。営業利益は、不動産事業で減益となったものの、物流事業の取扱増に伴う増益により、前期比１億４百万円（4.1%）増の26億８千万円となりました。経常利益は、受取配当金が増加したほか為替差益の計上などにより、同３億４百万円（12.8%）増の26億８千９百万円となりました。また、当期純利益については、固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上などにより、同７億３千１百万円（57.9%）増の19億９千５百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は475億６千４百万円（前期比0.5%増）、営業利益は23億４千４百万円（同2.0%増）、経常利益は23億６千２百万円（同10.3%増）、当期純利益は18億２千６百万円（同58.2%増）となりました。

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりでございます。

①　物流事業

倉庫業務は、日用品の取扱いが好調に推移したほか、首都圏の拠点新設に伴い取扱いが増加したことにより、営業収益は前期比４億９千６百万円（5.2%）増の100億４百万円となりました。

港湾運送業務は、在来船輸出貨物の取扱いが伸長したことにより、営業収益は前期比６千７百万円（1.2%）増の58億３千１百万円となりました。

陸上運送業務は、夏場の天候不順の影響により季節商品等の輸配送業務が減少し、営業収益は前期比４億６千３百万円（1.6%）減の278億１千４百万円となりました。

国際輸送業務は、輸出入航空貨物の取扱いが伸長したほか、ベトナムでの取扱いが増加したことなどにより、営業収益は前期比２億５千５百万円（6.9%）増の39億６千４百万円となりました。

その他の物流業務は、大阪茨木と横浜の新規施設稼働に伴い物流施設賃貸収入が増加したことにより、営業収益は前期比３億２千３百万円（22.0%）増の17億９千５百万円となりました。

この結果、**物流事業全体**の営業収益は前期比６億８千万円（1.4%）増の494億９百万円となりました。営業費用は輸配送業務の取扱減に伴う作業費は減少したものの、新倉庫稼働に伴う不動産取得税等の一時費用や減価償却費が増加したことなどにより、前期比５億５千９百万円（1.2%）増の478億６千３百万円となりました。以上により、営業利益は前期比１億２千１百万円（8.5%）増の15億４千６百万円となりました。

②　不動産事業

新規テナント向けの施設改修に伴い、一部施設で稼働が低下したことにより不動産賃貸収入が減少し、営業収益は前期比３億１千６百万円（5.2%）減の57億５千６百万円となりました。営業費用は減価償却費が減少したほか、施設稼働の低下に伴い光熱動力費等が減少し、前期比２億８千７百万円（8.7%）減の30億２千９百万円となりました。以上により、営業利益は前期比２千８百万円（1.0%）減の27億２千７百万円となりました。

企業集団の事業セグメント別営業収益

区分	当期（第168期）（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）		前期（第167期）（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）		前期比増減額（△は減）	前期比増減率（△は減）
	営業収益	構成比	営業収益	構成比		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
物流事業	49,409	89.6	48,729	88.9	680	1.4
不動産事業	5,756	10.4	6,073	11.1	△316	△5.2
計	55,166	100.0	54,802	100.0	364	0.7
セグメント間の内部営業収益又は振替高	△105	－	△112	－	6	－
連結営業収益合計	55,061	－	54,689	－	371	0.7

物流事業セグメントの業務別営業収益

区分	当期（第168期）（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）		前期（第167期）（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）		前期比増減額（△は減）	前期比増減率（△は減）
	営業収益	構成比	営業収益	構成比		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
倉庫業務	10,004	20.3	9,508	19.5	496	5.2
港湾運送業務	5,831	11.8	5,763	11.8	67	1.2
陸上運送業務	27,814	56.3	28,277	58.1	△463	△1.6
国際輸送業務	3,964	8.0	3,708	7.6	255	6.9
その他の物流業務	1,795	3.6	1,471	3.0	323	22.0
物流事業合計	49,409	100.0	48,729	100.0	680	1.4

（注）上記の営業収益は、「セグメント間の内部営業収益又は振替高」を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

① 当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は50億７百万円（支払いベース）であります。

② 当連結会計年度中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。

(a) 当連結会計年度中に完成した主要設備

物流事業　当社　横浜支店　恵比須町営業所　新倉庫建設

（横浜市神奈川区　鉄筋コンクリート造および鉄骨造５階建、延床面積約20,758㎡、平成26年７月竣工）

物流事業　当社　大阪支店　茨木営業所　第Ⅰ期新倉庫建設

（大阪府茨木市　鉄骨造４階建、延床面積約21,650㎡、平成26年４月竣工）

(b) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

物流事業　当社　大阪支店　茨木営業所　第Ⅱ期新倉庫建設工事

（大阪府茨木市　鉄骨造４階建、延床面積約20,000㎡、平成27年５月竣工）

(c) 当連結会計年度において実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

不動産事業　当社　不動産部　川崎物流ビル　土地および建物売却

（川崎市宮前区　土地面積18,024.24㎡、建物延床面積25,756.45㎡、平成27年３月売却）

(3) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は当連結会計年度に設備投資資金として、金融機関より長期借入金35億円の調達を行ったほか、平成26年10月に期日が到来したシンジケートローン70億円の返済に対応するため、新たにシンジケートローン70億円を組成しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費の回復が見込まれるほか、原油価格下落や円安などの影響により、引き続き緩やかな回復基調が続くものと見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、収益性と成長性で現状より一段高いレベルを達成し、「高い効率性と特色に富んだ物流企業」となることを目指した中期経営計画「Step Up 2016」で掲げた目標を創業120周年となる2016年度（平成28年度）に必達すべく事業を展開中であります。

物流事業における収益力向上と成長力強化、不動産事業における安定的利益基盤の拡大を目指し、以下の課題に取り組んでまいります。

① 物流センター一括受託業務の更なる拡大
② 物流サービスの付加価値向上
③ 物流事業と不動産事業の融合による新たな付加価値の創造
④ 海外拠点の拡充と既存海外拠点の業域の拡大
⑤ 不動産事業の収益性確保
⑥ 経営基盤の強化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備、人材育成の強化に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させていくほか、環境問題への取組として事業活動における環境負荷の低減に努めます。加えて、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　分	第165期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第166期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第167期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第168期 当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
営業収益（百万円）	53,496	53,399	54,689	55,061
経常利益（百万円）	2,377	2,476	2,385	2,689
当期純利益（百万円）	930	1,106	1,263	1,995
1株当たり当期純利益（円）	12.24	14.55	16.62	26.25
総資産（百万円）	84,817	87,277	90,968	98,021
純資産（百万円）	32,564	34,227	35,936	39,631

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　分	第165期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第166期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第167期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第168期 当事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
営業収益（百万円）	46,402	46,559	47,343	47,564
経常利益（百万円）	2,229	2,304	2,141	2,362
当期純利益（百万円）	1,139	1,076	1,154	1,826
1株当たり当期純利益（円）	14.98	14.16	15.19	24.03
総資産（百万円）	77,585	79,497	82,524	88,868
純資産（百万円）	30,610	32,018	33,353	36,411

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
澁澤陸運㈱	80	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
大宮通運㈱	45	71.3	貨物自動車運送業、倉庫業
日正運輸㈱	100	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
北海澁澤物流㈱	90	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
	百万HK$		
澁澤（香港）有限公司	10	100.0	輸出入貨物の取扱事業、倉庫業

（注）１．大宮通運㈱、北海澁澤物流㈱および澁澤(香港)有限公司における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。

２．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社５社を含む計８社であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

区分		主要な事業内容
物流事業	倉庫業務	寄託を受けた貨物の倉庫保管、庫入・庫出作業および付帯業務
	港湾運送業務	港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌業務
	陸上運送業務	国内における貨物自動車運送業務および付帯業務
	国際輸送業務	国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務および付帯業務
	その他の物流業務	物流施設賃貸業務、海上運送業務、通運貨物の取扱いおよび付帯業務
不動産事業		オフィスビル等の賃貸および不動産管理等の業務

(8) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都江東区	横浜支店	神奈川県横浜市
広域営業部	東京都江東区	北関東支店	埼玉県さいたま市
営業開発部	東京都江東区	中部支店	愛知県小牧市
国際営業部	東京都江東区	大阪支店	大阪府大阪市
不動産部	東京都中央区	神戸支店	兵庫県神戸市
引越営業支店	東京都江戸川区	中国・九州支店	福岡県糟屋郡
東京支店	東京都中央区	－	－

（注）１．本社および各営業部は、平成26年６月16日付をもって、東京都江東区永代二丁目37番28号に移転しました。
２．不動産部および東京支店は、平成26年６月30日付をもって、東京都中央区新川一丁目６番１号に移転しました。
３．引越営業支店は、平成26年８月１日付をもって、東京都江戸川区北葛西四丁目11番５号に移転しました。
４．平成26年10月１日付機構改革により、営業開発部を新設しました。

② 重要な子会社

名称	本社所在地	主要な営業拠点
澁澤陸運㈱	東京都江東区	東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、愛知、福井、大阪、兵庫、山口
大宮通運㈱	埼玉県さいたま市	埼玉
日正運輸㈱	東京都中央区	北海道、新潟、東京、大阪、兵庫、福岡、宮崎
北海澁澤物流㈱	北海道札幌市	北海道
澁澤（香港）有限公司	香港	香港

（注）１．澁澤陸運㈱は、平成26年６月16日付をもって、本社を東京都江東区永代二丁目37番28号に移転しました。
２．日正運輸㈱は、平成26年６月30日付をもって、本社を東京都中央区新川一丁目６番１号に移転しました。

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	995名（74名）	7名増（ 4名増）
不動産事業	28名（－名）	3名増（－名）
計	1,023名（74名）	10名増（ 4名増）
全社（共通）	59名（－名）	2名減（－名）
合計	1,082名（74名）	8名増（ 4名増）

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
469名（17名）	1名減（8名増）	40歳11ヵ月	16年３ヵ月

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
シンジケートローン	16,250
㈱みずほ銀行	3,577
日本生命保険㈱	3,000
㈱日本政策投資銀行	2,379
㈱埼玉りそな銀行	1,535
第一生命保険㈱	1,000
三井住友信託銀行㈱	847
農林中央金庫	804

（注）シンジケートローンは、㈱みずほ銀行を主幹事とするその他23行によるものであります。

2．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　240,000,000株

(2) 発行済株式の総数　76,088,737株（自己株式61,189株を含む）

(3) 単元株式数　1,000株

(4) 株主数　3,482名

(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
㈱ドンキホーテホールディングス	7,241	9.5
東京海上日動火災保険㈱	6,340	8.3
清水建設㈱	3,749	4.9
みずほ信託銀行㈱ 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行㈱	3,748	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	2,156	2.8
㈻帝京大学	2,075	2.7
中央不動産㈱	2,058	2.7
㈱埼玉りそな銀行	2,000	2.6
損害保険ジャパン日本興亜㈱	1,870	2.5
日本ゼオン㈱	1,670	2.2

（注）持株比率は自己株式（61,189株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役会長	笠原伸次	全社業務総攬
※ 取締役副会長	齋藤秀一	ガバナンス関連事項担当
※ 取締役社長 兼社長執行役員	今井惠一	経営統括・物流営業部門管掌
※ 取締役 兼常務執行役員	柏原治樹	不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
取締役 兼常務執行役員	眞鍋雅信	大阪支店長
取締役	松本伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士 ㈱インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属㈱ 社外取締役
常勤監査役	川上芳夫	
監査役	福嶋邦雄	
監査役	庄籠一允	庄籠税理士事務所 税理士 ㈱ジェクシード 社外監査役
監査役	志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士 ㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役
監査役	松波寛	

（注）１．※印は代表取締役であることを示しております。

２．取締役松本伸也氏は、社外取締役であります。
なお、当社は取締役松本伸也氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、平成22年３月30日付で同取引所に届け出ております。

３．監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の３氏は、社外監査役であります。
なお、当社は監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の３氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、庄籠一允氏を平成22年９月30日付で、志々目昌史氏を平成23年６月10日付で、松波寛氏を平成26年５月30日付で、同取引所にそれぞれ届け出ております。

４．監査役庄籠一允氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．取締役松本伸也氏および監査役庄籠一允、志々目昌史、松波寛の３氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。

６．取締役古賀保馬氏は、平成26年６月27日開催の第167期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

７．監査役松波寛氏は、平成26年６月27日開催の第167期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。

（ご参考）

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。　（平成27年４月１日現在）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	和田康政	広域営業部長
常務執行役員	増田裕宣	神戸支店長
上級執行役員	小野繁	営業管理部長
上級執行役員	大隅毅	営業開発部長兼総合企画部長
上級執行役員	梶原隆	国際営業部長
上級執行役員	工藤慎二	総務部長
執行役員	津田巻男	情報システム部長
執行役員	山口輝明	引越営業支店長
執行役員	大橋弘幸	不動産部長
執行役員	園山淳	中部支店長
執行役員	門澤秀樹	環境・品質管理室長
執行役員	星正俊	財経部長

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7名	183百万円
監査役	5名	38百万円
合計	12名	222百万円

（注）１．平成18年６月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。

２．人数および報酬等の額には、平成26年６月27日開催の第167期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役１名分が含まれております。

３．人数および報酬等の額には、社外取締役１名および社外監査役３名に対する報酬等の総額20百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役松本伸也氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー代表弁護士であります。当社と丸の内総合法律事務所との間には特別の関係はありません。

監査役庄籠一允氏は、庄籠税理士事務所の税理士であります。当社と庄籠税理士事務所との間には特別の関係はありません。

監査役志々目昌史氏は、志々目法律事務所の弁護士であります。当社と志々目法律事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役松本伸也氏は、㈱インプレスホールディングスの社外監査役および大平洋金属㈱の社外取締役を兼務しております。当社と㈱インプレスホールディングスおよび大平洋金属㈱との間には特別の関係はありません。

監査役庄籠一允氏は、㈱ジェクシードの社外監査役を兼務しております。当社と㈱ジェクシードとの間には特別な関係はありません。

監査役志々目昌史氏は、㈱横河ブリッジホールディングスの社外監査役を兼務しております。当社と㈱横河ブリッジホールディングスとの間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役松本伸也	18回	85.7%	－	－
監査役庄籠一允	21回	100%	14回	100%
監査役志々目昌史	18回	85.7%	13回	92.9%
監査役松波寛	16回	100%	10回	100%

（注）監査役松波寛氏は、平成26年６月27日開催の第167期定時株主総会において、新たに監査役に選任されているため、同日以降に開催された取締役会および監査役会の回数に対して出席率を算出しております。

(b) 取締役会および監査役会における発言状況

・取締役松本伸也氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、必要に応じ発言を行っております。

・監査役庄籠一允氏は、主に税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、必要に応じ発言を行っております。

・監査役志々目昌史氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、必要に応じ発言を行っております。

・監査役松波寛氏は、金融関係の知識と経験を活かして、取締役会および監査役会において、必要に応じ発言を行っております。

④　責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項により、現行定款第31条第２項および第40条第２項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第１項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第１項の賠償責任を負うものとしております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、当社都合による場合のほか、会計監査人において会社法第340条第１項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務の遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

６．会社の体制および方針

(1)　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員すべてが遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置し、コンプライアンスへの取組を強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

ⅰ）「行動規範」の管理と改訂の立案
ⅱ）役職員のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
ⅲ）法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
ⅳ）法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
ⅴ）問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
ⅵ）法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
ⅶ）活動状況、決議事項および問題点の経営執行会議への具申と報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として環境・品質管理室を設置しており、会社に重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

ⅰ）「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化

ⅱ）取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、常勤監査役を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議

ⅲ）中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化

ⅳ）経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

ⅴ）執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。

⑥　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重します。

監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および職員は、次に定める事項を速やかに監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。

ⅰ）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ⅱ）毎月の経営状況に関する事項

ⅲ）内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

ⅳ）重大な法令違反・定款違反

ⅴ）ヘルプラインによる通報状況および内容

ⅵ）その他取締役および職員が重要と判断した事項

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。

⑨　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ⅰ）当社とグループ各社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。

ⅱ）当社の取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、常勤監査役および各連結子会社の取締役社長は、連結経営会議を年２回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。

ⅲ）グループ各社の取締役社長は、関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く）および常勤監査役に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。

ⅳ）当社とグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。

⑩　反社会的勢力に対する対応方針

ⅰ）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。

ⅱ）反社会的勢力排除に向けた整備状況

全役職員が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。

(2)　株式会社の支配に関する基本方針

①　基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、（ⅰ）物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、（ⅱ）物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、（ⅲ）健全な財務体質、（ⅳ）専門性を有する人材の育成と確保、（ⅴ）取引先との信頼関係、および（ⅵ）創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組の具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組の概要

当社は、上記基本方針を実現するため、物流事業の収益力向上と成長力強化、不動産事業の安定的利益基盤の維持拡大により、創業120周年を迎える2016年度に、収益性と成長性で現状より一段高いレベルを達成し、「高い効率性と特色に富んだ物流企業」となることを目指し、４ヵ年の中期経営計画「Step Up 2016」を2013年度からスタートさせております。

事業戦略としては、（ⅰ）物流センター一括受託業務の更なる拡大、（ⅱ）物流サービスの付加価値向上、（ⅲ）物流事業と不動産事業の融合による新たな付加価値の創造、（ⅳ）海外拠点の拡充と既存海外拠点の業域の拡大、（ⅴ）不動産事業の収益性確保、（ⅵ）経営基盤の強化を、それぞれ掲げて、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させることにより、コーポレート・ガバナンスの強化をはかっております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組の概要

当社は、平成25年５月21日開催の取締役会および平成25年６月27日開催の当社第166期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

③　具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様の意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約３年と定められたうえ、株主総会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様の意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3)　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当につきましても、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年２回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関については、当社定款上、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨の定めがあります。

なお、今期の中間配当につきましては、取締役会において決議しており、同期末配当につきましては、株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議することとしております。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**26,962**	**流動負債**	**17,458**
現金及び預金	6,764	支払手形及び営業未払金	4,396
受取手形及び取引先未収金	9,393	短期借入金	5,846
有価証券	8,000	リース債務	19
立替金	1,229	未払法人税等	1,198
繰延税金資産	402	預り金	141
その他	1,185	賞与引当金	553
貸倒引当金	△12	その他	5,303
固定資産	**71,028**	**固定負債**	**40,931**
有形固定資産	**(54,251)**	社債	7,000
建物及び構築物	32,391	長期借入金	25,538
機械装置及び運搬具	1,138	リース債務	51
土地	18,790	長期預り金	4,620
リース資産	65	繰延税金負債	1,570
その他	1,867	退職給付に係る負債	2,099
無形固定資産	**(927)**	その他	50
借地権	508	**負債合計**	**58,390**
その他	418	（純資産の部）	
投資その他の資産	**(15,849)**	**株主資本**	**34,547**
投資有価証券	14,017	資本金	7,847
長期貸付金	326	資本剰余金	5,663
差入保証金	970	利益剰余金	21,058
繰延税金資産	331	自己株式	△22
その他	244	**その他の包括利益累計額**	**4,125**
貸倒引当金	△41	その他有価証券評価差額金	4,275
繰延資産	**30**	為替換算調整勘定	△42
社債発行費	30	退職給付に係る調整累計額	△107
		少数株主持分	**958**
		純資産合計	**39,631**
資産合計	**98,021**	**負債及び純資産合計**	**98,021**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		**55,061**
営業原価		**49,188**
営業総利益		**5,872**
販売費及び一般管理費		**3,191**
営業利益		**2,680**
営業外収益		
受取利息及び配当金	320	
為替差益	107	
その他	118	546
営業外費用		
支払利息	412	
資金調達費用	59	
その他	64	536
経常利益		**2,689**
特別利益		
固定資産売却益	693	
違約金収入	52	746
特別損失		
固定資産処分損	104	
本社等事業所移転費用	40	145
税金等調整前当期純利益		**3,290**
法人税、住民税及び事業税	1,327	
法人税等調整額	△90	1,236
少数株主損益調整前当期純利益		**2,054**
少数株主利益		58
当期純利益		**1,995**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　期首残高	7,847	5,663	19,318	△21	32,808
会計方針の変更による累積的影響額			276		276
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,847	5,663	19,595	△21	33,085
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△532		△532
当期純利益			1,995		1,995
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,463	△1	1,461
平成27年３月31日　期末残高	7,847	5,663	21,058	△22	34,547

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日　期首残高	2,720	△278	△141	2,300	827	35,936
会計方針の変更による累積的影響額						276
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,720	△278	△141	2,300	827	36,213
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△532
当期純利益						1,995
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,555	235	33	1,825	130	1,956
連結会計年度中の変動額合計	1,555	235	33	1,825	130	3,418
平成27年３月31日　期末残高	4,275	△42	△107	4,125	958	39,631

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数……８社

② 会社の名称……澁澤陸運㈱、大宮通運㈱、日正運輸㈱、北海澁澤物流㈱、親和物流㈱、澁澤(香港)有限公司、Shibusawa Logistics Vietnam Co.,Ltd.、澁澤ファシリティーズ㈱

非連結子会社(システム物流㈱他)はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数……１社

・会社の名称……Vinafco Joint Stock Corporation

なお、当連結会計年度よりVinafco Joint Stock Corporationを持分法適用の関連会社に含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たにVinafco Joint Stock Corporationの株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることとしたものであります。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社（中部システム物流㈱他）及び関連会社（門司港運㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、澁澤(香港)有限公司及びShibusawa Logistics Vietnam Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在の計算書類を使用しております。
なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しておりますが、平成10年４月１日以降の取得の建物（建物附属設備を除く）及び連結子会社の一部資産については定額法を採用しております。

・無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

・社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……長期借入金

・ヘッジ方針

将来の金利上昇リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

・ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

・退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5) 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が429百万円減少し、利益剰余金が276百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　50,269百万円

(2) 偶発債務

保証債務　　284百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	76,088	－	－	76,088
自己株式				
普通株式（注）	57	3	－	61

（注）自己株式の株式数の増加３千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	266百万円	3.5円	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月７日取締役会	普通株式	266百万円	3.5円	平成26年９月30日	平成26年12月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	304百万円	利益剰余金	4.0円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び取引先未収金に係る顧客の信用リスクは、「未収債権管理要領」に沿って取引先ごとに期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、取引の内容については、取締役会において決定され、実行・管理は財経部が行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)現金及び預金	6,764	6,764	－
(2)受取手形及び取引先未収金	9,393	9,393	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	－	－	－
②その他有価証券	17,936	17,936	－
(4)支払手形及び営業未払金	(4,396)	(4,396)	－
(5)短期借入金	(2,456)	(2,456)	－
(6)預り金	(141)	(141)	－
(7)社債	(7,000)	(7,073)	73
(8)長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金を含む）	(28,928)	(28,627)	△301
(9)長期預り金	(4,620)	(4,564)	△56
(10)デリバティブ取引	－	－	－

（注）負債に計上されているものについては、（ ）付数字で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び取引先未収金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券　①満期保有目的債券、②その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(※)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記(10)参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額であります。

(9) 長期預り金

長期預り金のうち主要なものは、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

（注）２．非上場株式・その他（連結貸借対照表計上額2,187百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

なお、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額1,894百万円、いずれも非上場株式）についても、上表には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
24,655	63,821

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注）２．当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	508円67銭
１株当たり当期純利益	26円25銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**21,725**	**流動負債**	**13,431**
現金及び預金	2,992	営業未払金	3,922
受取手形	889	短期借入金	3,276
取引先未収金	7,220	リース債務	14
有価証券	8,000	未払金	1,315
貯蔵品	17	未払費用	237
立替金	1,208	未払法人税等	1,115
前払費用	229	前受金	565
繰延税金資産	349	預り金	70
その他	823	賞与引当金	409
貸倒引当金	△5	その他	2,505
固定資産	**67,112**	**固定負債**	**39,024**
有形固定資産	**(49,679)**	社債	7,000
建物	30,293	長期借入金	24,286
構築物	457	リース債務	42
機械装置	346	長期未払金	14
車両運搬具	3	長期預り金	4,531
器具備品	291	退職給付引当金	1,597
土地	16,711	環境対策引当金	33
リース資産	52	繰延税金負債	1,518
建設仮勘定	1,522	**負債合計**	**52,456**
無形固定資産	**(894)**	（純資産の部）	
借地権	508	**株主資本**	**32,299**
施設利用権	47	**資本金**	**7,847**
ソフトウェア	147	**資本剰余金**	**5,660**
その他	190	資本準備金	5,660
投資その他の資産	**(16,539)**	**利益剰余金**	**18,814**
投資有価証券	11,601	その他利益剰余金	18,814
関係会社株式	2,843	特別償却積立金	35
出資金	2	圧縮記帳積立金	851
関係会社出資金	64	別途積立金	10,000
長期貸付金	1,017	繰越利益剰余金	7,927
差入保証金	946	**自己株式**	**△22**
長期前払費用	3	**評価・換算差額等**	**4,111**
その他	90	その他有価証券評価差額金	4,111
貸倒引当金	△31	**純資産合計**	**36,411**
繰延資産	**30**		
社債発行費	30		
資産合計	**88,868**	**負債及び純資産合計**	**88,868**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額 内訳	金額 合計
営業収益		
保管料	4,967	
荷役料	4,503	
荷捌料	9,348	
陸上運送料	22,030	
物流施設賃貸料	1,116	
不動産賃貸料	5,539	
その他	59	**47,564**
営業原価		
作業費	31,171	
賃借料	2,022	
人件費	2,006	
減価償却費	2,133	
その他	5,106	**42,439**
営業総利益		**5,125**
販売費及び一般管理費		**2,780**
営業利益		**2,344**
営業外収益		
受取利息及び配当金	311	
為替差益	104	
その他	65	480
営業外費用		
支払利息	365	
資金調達費用	59	
その他	38	462
経常利益		**2,362**
特別利益		
固定資産売却益	678	
違約金収入	52	731
特別損失		
固定資産処分損	105	
本社等事業所移転費用	43	149
税引前当期純利益		**2,944**
法人税、住民税及び事業税	1,203	
法人税等調整額	△85	1,117
当期純利益		**1,826**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他利益剰余金				
			特別償却積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年４月１日　期首残高	7,847	5,660	41	809	10,000	6,391	17,243
会計方針の変更による累積的影響額						276	276
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,847	5,660	41	809	10,000	6,667	17,519
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△532	△532
特別償却積立金の積立て			1			△1	－
特別償却積立金の取崩し			△8			8	－
圧縮記帳積立金の積立て				41		△41	－
当期純利益						1,826	1,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	△6	41	－	1,260	1,294
平成27年３月31日　期末残高	7,847	5,660	35	851	10,000	7,927	18,814

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成26年４月１日　期首残高	△21	30,729	2,623	33,353
会計方針の変更による累積的影響額		276		276
会計方針の変更を反映した当期首残高	△21	31,006	2,623	33,630
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△532		△532
特別償却積立金の積立て		－		－
特別償却積立金の取崩し		－		－
圧縮記帳積立金の積立て		－		－
当期純利益		1,826		1,826
自己株式の取得	△1	△1		△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			1,487	1,487
事業年度中の変動額合計	△1	1,293	1,487	2,781
平成27年３月31日　期末残高	△22	32,299	4,111	36,411

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

・時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しております。ただし、平成10年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

④　環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、今後の処分見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段……金利スワップ

・ヘッジ対象……長期借入金

③　ヘッジ方針

将来の金利上昇リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④　ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(8) 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が429百万円減少し、利益剰余金が276百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　41,550百万円

(2) 保証債務　2,714百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権	短期	35百万円
	長期	812百万円
関係会社に対する金銭債務	短期	1,282百万円
	長期	2百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	230百万円
営業費用	9,308百万円
営業取引以外の取引高	63百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	57千株	3千株	―	61千株

（注）自己株式の株式数の増加３千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税・事業所税	99百万円
賞与引当金	135百万円
未払社会保険料	21百万円
その他	94百万円
繰延税金資産（流動）合計	349百万円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	9百万円
退職給付引当金	516百万円
投資有価証券評価損	154百万円
減価償却費	139百万円
減損損失	282百万円
その他	47百万円
繰延税金資産（固定）小計	1,150百万円
評価性引当額	△443百万円
繰延税金資産（固定）合計	707百万円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△1,802百万円
圧縮記帳積立金	△406百万円
特別償却積立金	△16百万円
繰延税金負債（固定）合計	△2,225百万円
差引繰延税金負債（固定）の純額	△1,518百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は129百万円増加し、法人税等調整額が54百万円、その他有価証券評価差額金が184百万円、それぞれ増加しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	澁澤陸運㈱	東京都江東区	80百万円	陸上運送業	(所有)直接100.0%	役員２名	当社の陸上運送の下請等	債務保証(注)	1,722百万円	―	―

（注）銀行借入（1,722百万円）につき債務保証を行ったものであります。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　478円93銭

１株当たり当期純利益　24円03銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

澁澤倉庫株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井上　秀之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷口　公一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

澁澤倉庫株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井上　秀之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　谷口　公一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

澁澤倉庫株式会社　監査役会

常勤監査役　川　上　芳　夫　㊞

監　査　役　福　嶋　邦　雄　㊞

監　査　役　庄　籠　一　允　㊞

監　査　役　志々目　昌　史　㊞

監　査　役　松　波　　寛　㊞

（注）監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の３氏は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当につきましても、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本方針としております。

第168期期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき４円といたしたく存じます。
なお、この場合の配当総額は304,110,192円となります。
これにより、中間配当（１株につき３円50銭）と合わせまして、年間配当は、当社普通株式１株につき７円50銭となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日といたしたく存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役６名全員が任期満了となります。これに伴い、営業部門の業務執行体制を強化し、また、取締役会のガバナンス機能をより一層充実させるため、新たに取締役および社外取締役を各１名増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	笠原伸次（かさはらしんじ） （昭和22年４月23日生）	昭和45年４月　当社入社 平成15年６月　取締役神戸支店長 平成17年４月　取締役大阪支店長 平成18年６月　常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長兼大阪支店長 平成18年７月　常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長（国内物流担当）兼関西支店長 平成20年４月　常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部長 平成21年６月　取締役社長上席執行役員ロジスティクス営業本部長 平成23年７月　取締役社長 平成24年６月　取締役社長兼社長執行役員 平成25年６月　取締役会長 平成26年６月　取締役会長、全社業務総攬（現任）	51,000株
2	齋藤秀一（さいとうひでかず） （昭和21年７月13日生）	昭和44年４月　当社入社 平成16年６月　取締役管理本部総合企画部長 平成18年６月　常務取締役管理本部副本部長兼総合企画部長 平成20年４月　常務取締役上席執行役員管理本部長 平成21年６月　取締役副社長上席執行役員管理本部長兼コンプライアンス・内部統制・不動産事業担当 平成23年７月　取締役副社長、社長補佐、不動産事業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当 平成24年６月　取締役副社長兼副社長執行役員、社長補佐、不動産事業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当 平成25年６月　取締役副会長、不動産事業管掌 平成26年６月　取締役副会長、ガバナンス関連事項担当（現任）	35,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	今井 惠一（昭和25年9月17日生）	昭和48年４月　当社入社 平成21年６月　取締役上席執行役員東京支店長 平成23年６月　常務取締役上席執行役員東京支店長 平成23年７月　常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部長 平成24年６月　取締役兼常務執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部長 平成25年６月　取締役社長兼社長執行役員ロジスティクス営業本部長 平成26年６月　取締役社長兼社長執行役員、経営統括・物流営業部門管掌（現任）	29,000株
4	柏原 治樹（昭和28年2月17日生）	平成16年４月　㈱みずほ銀行執行役員丸之内支店長 平成17年６月　みずほ信用保証㈱代表取締役社長 平成20年６月　当社ロジスティクス営業本部顧問 平成20年10月　執行役員ロジスティクス営業本部本部長補佐営業開発担当 平成21年６月　常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（東日本担当）兼開発営業担当 平成22年４月　常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（国内担当）兼広域営業部長 平成23年７月　常務取締役上席執行役員管理本部長 平成24年６月　取締役兼常務執行役員管理本部長 平成25年６月　取締役兼常務執行役員管理本部長、コンプライアンス・内部統制担当 平成26年６月　取締役兼常務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当（現任）	18,000株
5	真鍋 雅信（昭和29年8月26日生）	昭和54年４月　当社入社 平成20年４月　管理本部財経部長 平成21年４月　執行役員管理本部財経部長 平成22年６月　取締役上席執行役員管理本部副本部長兼財経部長 平成23年10月　取締役上席執行役員大阪支店長 平成24年６月　取締役兼常務執行役員大阪支店長（現任）	22,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	※ 大隅 毅（おおすみ たけし） （昭和39年8月22日生）	昭和62年４月　当社入社 平成21年７月　ロジスティクス営業本部東日本営業部長 平成23年７月　管理本部総合企画部長 平成24年４月　執行役員管理本部総合企画部長 平成25年６月　上級執行役員管理本部総合企画部長 平成26年10月　上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長（現任）	6,000株
7	松本伸也（まつもと しんや） （昭和34年8月12日生）	昭和62年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 昭和62年４月　丸の内総合法律事務所入所 平成８年７月　丸の内総合法律事務所パートナー 平成13年６月　㈱インプレス（現・㈱インプレスホールディングス）社外監査役（現任） 平成17年９月　ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員 平成19年６月　当社取締役（現任） 平成23年10月　丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現任） 平成25年６月　大平洋金属㈱社外取締役（現任）	3,000株
8	※ 坪井鈴兒（つぼい れいじ） （昭和25年9月30日生）	昭和49年４月　川崎汽船㈱入社 平成16年３月　同社電力炭グループ長 平成18年６月　㈱リンコーコーポレーション取締役東京支社営業部長 平成20年６月　同社常務取締役東京支社長 平成22年６月　同社代表取締役社長（現任）	―

（注）１．※印は新任候補者であることを示しております。
２．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は松本伸也および坪井鈴兒の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、松本伸也氏を平成22年３月30日付で、坪井鈴兒氏を平成27年５月29日付で、それぞれ同取引所に届け出ております。
４．松本伸也氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。
また、坪井鈴兒氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員に就任する予定であります。
５．社外取締役候補者とした理由
松本伸也氏は、長年にわたり多くの企業の法律問題に携わっており、より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
また、坪井鈴兒氏は、長年にわたり物流業に携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただけるものと考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
６．坪井鈴兒氏は、平成27年６月下旬開催予定の㈱リンコーコーポレーション定時株主総会終結の時をもって、同社の代表取締役社長を退任する予定です。
７．社外取締役としての適格性があると判断した理由
松本伸也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
８．松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で８年となります。

9．責任限定契約について
当社と松本伸也氏との間では、責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、坪井鈴兒氏が選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当社と両氏との契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第１項の賠償責任を負うものとしております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役志々目昌史および松波寛の両氏は、それぞれ本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	志々目　昌史（ししめ　まさし） （昭和30年２月16日生）	昭和61年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 昭和61年４月　加嶋法律事務所入所 平成９年10月　志々目法律事務所を開設し、現在に至る 平成18年６月　㈱横河ブリッジ（現・㈱横河ブリッジホールディングス）社外監査役（現任） 平成23年６月　当社監査役（現任）	1,000株
2	松波　寛（まつなみ　ゆたか） （昭和22年１月４日生）	平成11年５月　㈱第一勧業銀行（現・㈱みずほ銀行）常務取締役 平成12年６月　名古屋ビルディング㈱取締役社長 平成17年６月　㈱トータル保険サービス取締役社長 平成24年６月　㈱トータル保険サービス取締役会長 平成25年６月　㈱トータル保険サービス特別顧問 平成26年６月　当社監査役（現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．志々目昌史および松波寛の両氏は、社外監査役の候補者であります。
なお、当社は志々目昌史および松波寛の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、志々目昌史氏を平成23年６月10日付で、松波寛氏を平成26年５月30日付で、それぞれ同取引所に届け出ております。

３．志々目昌史および松波寛の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。

４．社外監査役候補者とした理由
志々目昌史氏は、長年にわたり多くの企業の法律問題に携わっております。
また、松波寛氏は、金融関係の知識と経験を有しております。
両氏は、ともに知識、経験等を当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと考え、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

５．社外監査役としての適格性があると判断した理由
志々目昌史氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統制をする十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

６．志々目昌史氏が監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で４年、松波寛氏が監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で１年となります。

７．責任限定契約について
当社と志々目昌史および松波寛の両氏との間では、責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合、当社は、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第１項の賠償責任を負うものとしております。

以　上

メ モ 欄

メ モ 欄

メ モ 欄

定時株主総会会場ご案内図

〒104-0033　東京都中央区新川一丁目６番１号
アステール茅場町７階　大会議室
ご案内（03）5646－7220



東京メトロ　東　西　線　茅場町駅より徒歩４分（３番出口）
東京メトロ　日比谷線　茅場町駅より徒歩４分（３番出口）
八丁堀駅より徒歩６分（Ａ４番出口）
Ｊ　Ｒ　京　葉　線　八丁堀駅より徒歩７分（Ｂ４番出口）